

第1章 公務災害補償制度の概要

第1 公務災害補償制度の体系

1 公務災害補償制度の意義

公務災害補償制度は、団員等が公務上の災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、あわせて被災団員及びその遺族の福祉に関して必要な福祉事業を行い、もって被災団員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としている。

この災害補償制度の大きな特徴は、民法上の損害賠償と対比して次のような点にある。

- (1) 使用者たる市町村の無過失責任主義をとり、その災害の発生につき市町村に過失があったか否かを問わない。
- (2) 補償の範囲は、身体的損害（療養費、将来の賃金喪失分等の逸失利益）に限られており、物的損害及び精神的損害（慰謝料）は補償の対象とされていない。
- (3) 補償の内容は、災害の態様に応じ、基準政令に基づく市町村等の条例において定められた定型的な補償である（療養補償・介護補償を除く。）。

2 公務災害補償制度の適用関係

公務災害補償は、被災者の区分に応じ、消防組織法をはじめそれぞれの法令に基づく市町村等の条例によって実施されることとなっている。この適用関係をまとめると、次に掲げるとおりである。

種別	対象者	身分根拠	補償根拠	補償実施機関
団員	消防団員		消防組織法第24条	市町村
	水防団員		水防法第6条の2	市町村又は水害予防組合
民間協力者	消防作業従事者	消防法第25条第1項、第2項、第29条第5項、第30条の2、第36条第8項準用	消防法第36条の3第1項、第2項	市町村
	救急業務協力者	消防法第35条の10	消防法第36条の3第1項	〃
	水防従事者	水防法第24条	水防法第45条	市町村又は水害予防組合
	応急措置従事者	災害対策基本法第65条、原子力災害対策特別措置法第28条	災害対策基本法第84条	市町村

3 消防団員等公務災害補償等共済基金の役割

公務災害補償の実施については、市町村等が条例に基づき行うこととされている。

消防基金は、これら市町村等の災害補償の的確な実施を確保するため、市町村等の全国的な共済機関として法律によって設立された特殊法人である。消防基金は、各市町村等と共済契約を締結することにより、市町村等の請求に基づき、当該市町村等が行う補償に要する経費を一定の基準に従い支払うこととされている。

〔責任共済法 § 1、§ 6〕

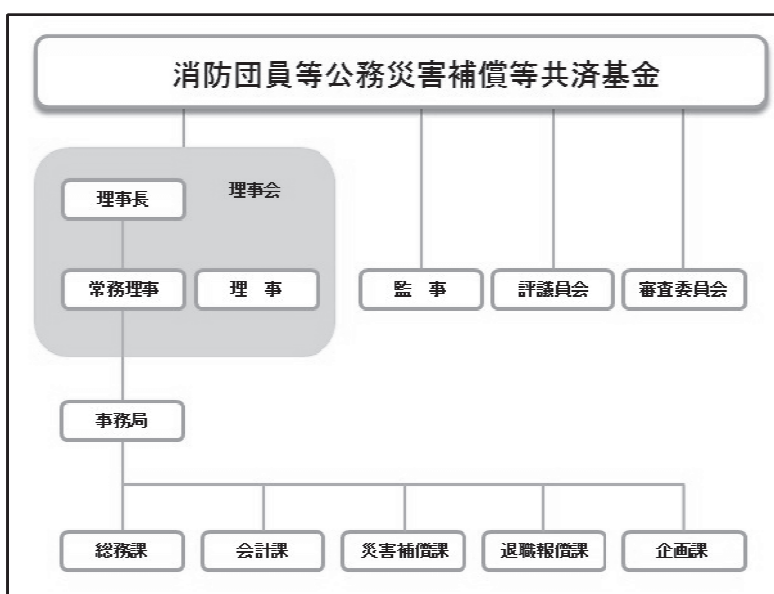
また、消防基金は、責任共済法に基づき、市町村等に代わって公務上の災害を受けた団員及びその遺族に対して必要な福祉事業を行うこととされている。

〔責任共済法 § 13〕

なお、消防基金が行う補償の実施について要する経費は、各市町村等からの掛金によって賄われており、当該掛金は地方交付税において措置されている。

〔責任共済法 § 7〕

消防基金の組織を図示すると、次のとおりである。



第2 公務災害補償の内容

公務災害補償制度の内容を大別すると、損害補償と福祉事業とから成り立っている。

1 損害補償の種類

損害補償（以下「補償」という。）は、公務上の災害によって生じた損害の補てんを目的とし、市町村等の義務としての基本的給付の性格を有している。現在行われている補償は、次の7種類である。

〔基準政令 § 1〕

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① 療養補償 | ⑤ 介護補償 |
| ② 休業補償 | ⑥ 遺族補償（年金又は一時金） |
| ③ 傷病補償年金 | ⑦ 葬祭補償 |
| ④ 障害補償（年金又は一時金） | |

また、当分の間の措置として、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の制度がある。

2 福祉事業の種類

福祉事業は、公務上の災害を受けた団員又はその遺族の福祉を増進するため、法的義務として行う補償を補完する付加的給付の性格を有するものであり、消防基金はその福祉事業を市町村等に代わって行っている。現在、消防基金が実施している福祉事業は、次の18種類である。【福祉規程 § 2】

- | | | |
|-----------------|-----------|--------------|
| ① 外科後処置 | ⑦ 奨学援護金 | ⑬ 遺族特別援護金 |
| ② 補装具 | ⑧ 就労保育援護金 | ⑭ 傷病特別給付金 |
| ③ リハビリテーション | ⑨ 傷病特別支給金 | ⑮ 障害特別給付金 |
| ④ アフターケア | ⑩ 障害特別支給金 | ⑯ 遺族特別給付金 |
| ⑤ 休業援護金 | ⑪ 遺族特別支給金 | ⑰ 障害差額特別給付金 |
| ⑥ 在宅介護を行う介護人の派遣 | ⑫ 障害特別援護金 | ⑱ 長期家族介護者援護金 |

3 公務災害補償の手続

公務災害補償は、実務上次の手順によって行われる。

- (1) 消防部局の長は、災害が発生したことを、被災団員等若しくはその遺族からの報告又は補償事務担当者の職権による探知により察知したときは、その旨を市町村長に報告しなければならない。また、一部事務組合の構成市町村にあっては、市町村長は組合管理者にその旨を報告しなければならない。
- (2) 災害発生の報告を受けた市町村長及び一部事務組合管理者は、消防基金に消防団員等災害発生速報を送付後、消防基金の回答により、当該災害が公務上の災害かどうかを決定する。なお、公務上外の認定が困難な事案については、市町村等は、消防基金と事前協議した上で決定する必要がある（※）。

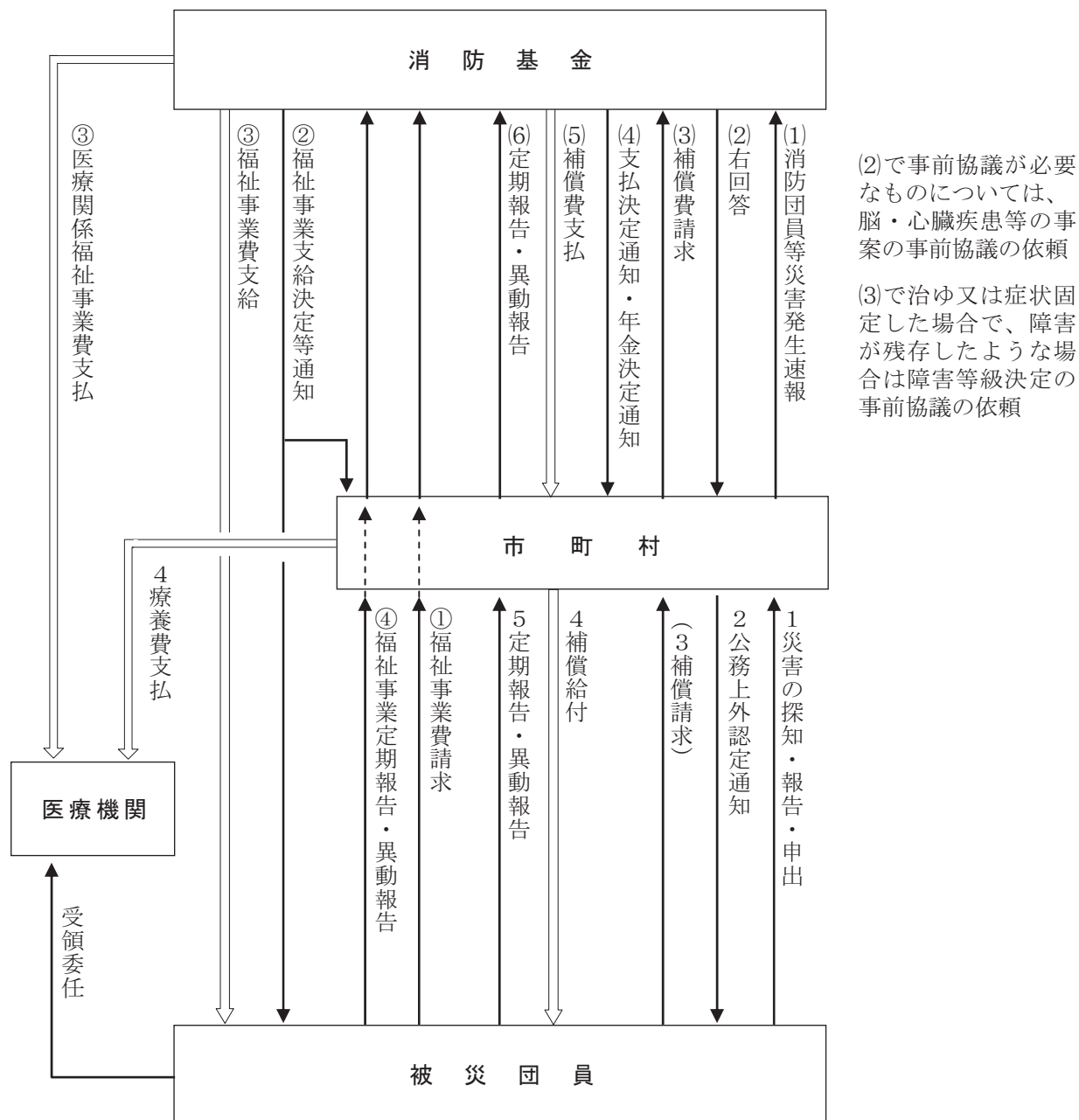
【平成22年消基発第628号「消防団員等の災害発生に係る速報及び協議について」】

- (3) 市町村等は、公務上の災害と認定した場合は、被災団員等又はその遺族に公務災害の認定通知を行う。
- (4) 市町村等は、被災団員等に対し補償費を支払った場合には、当該補償費の支給にかかった経費を共済契約に基づき消防基金に請求する。
- (5) 消防基金は、この請求を受理した場合は、その内容を審査して一定の基準により算定した額をもって市町村等に補償費を支払う。
- (6) さらに、被災者が団員の場合には、被災団員又はその遺族は、福祉事業費の請求を市町村等を経由して消防基金に直接行うこととされている。消防基金は、この請求を受理した場合には、その内容を審査して一定の基準により算定した額をもって福祉事業費を被災団員またはその遺族に直接支給するものである。

※ 公務上の災害かどうかは、まず、公務遂行性があるか否か、次に公務起因性が認められるかにより判断する。公務遂行性とは、団員の場合、上司の命令に従い正規の団活動、つまり公務に従事していたことをいい、公務起因性とは、当該公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったことをいう。

疾病事案については、この公務起因性の判断が困難なため、消防基金では、公務に起因する疾病の範囲について（平成2年消基発第119号）において疾病の範囲を定め、また、脳血管疾患及び虚血性心疾患等公務上災害の認定について（平成14年消基発第334号）及び精神疾患等の公務上外の認定について（平成12年消基発第170号）において事前協議の方法を定めている。

公務災害補償請求手続



(注) —————▶ は、書類等の流れ

-----▶ は、書類の経由

=====> は、お金の流れ